

(趣旨)

第1条 この告示は、本市への移住及び定住を促進するため、移住検討者の市内での活動に係る交通費に対して、予算の範囲内で補助金を交付することについて、南相馬市補助金等の交付等に関する規則(平成18年南相馬市規則第38号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示について、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助対象者 補助金の交付対象となる者
- (2) 補助対象経費 補助金の交付対象となる経費
- (3) 滞在期間 補助対象者が本市に滞在していた期間
- (4) 申請者 補助金の交付を受けようとする者
(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 福島県外に住所がある者
- (2) 本市に移住及び定住する意思のある者であつて、次に掲げるいずれかの市内活動等を行うために本市を訪れた者
 - ア 市の移住相談窓口における移住相談
 - イ 市内で住まい、仕事、子どもの就園又は就学先等を探す活動
 - ウ 南相馬市お試しハウスを利用する活動
 - エ 市内で実施されている移住関連の各種体験活動等に参加する活動
 - オ 移住に向けた準備として、本市の文化、歴史等を調べる活動
 - カ アからオまでに掲げるもののほか、市長が適当と認める活動
- (3) 同様の補助金等を他から受けていない又は受ける予定がないこと。
- (4) 南相馬市暴力団排除条例(平成24年南相馬市条例第23号)第2条第2号及び第3号に規定する暴力団員及び暴力団等でないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、別表に定めるとおりとする。ただし、併給することはできない。

2 補助は、補助対象者1人当たり同一年度内において3回までとする。ただし、補助対象者に同行者がいる場合は、同行者についても補助対象者と同額を補助したものとみなす。

(補助金の申請及び請求)

第5条 申請者は、滞在期間が終了した日から30日以内又は滞在期間が終了した年度の3月31日のいずれか早い期日までに、次の各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 移住検討者市内活動交通費支援補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)
 - (2) 福島県外に住所があることが確認できる書類の写し
 - (3) レンタカー借上げ又はタクシー利用に係る領収書の写し
 - (4) 第3条第2号で規定する市内活動等を証明する書類等の写し
 - (5) 振込口座が確認できる通帳等の写し
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- 2 申請回数は、本市への訪問1回につき1回とする。
- 3 市長は第1項の規定による請求があつたときは、請求書の内容を審査し、当該請求のあつた日から起算して30日以内に支払うものとする。

(交付決定の通知)

第6条 市長は、前条第1号で規定する書類を受理し、その内容を審査の上、適当と認めたときは、移住検討者市内活動交通費支援補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項により申請者に対し、補助金の交付決定について通知したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(実績報告及び額の確定)

第7条 申請者は、規則第13条の規定による実績報告については、第5条第1号に規定する書類をもってこれに代えるものとする。

2 市長は、規則第14条の規定による通知については、前条に規定する交付決定通知書をもって、これに代えるものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、移住検討者市内活動交通費支援補助金交付決定取消通知書(様式第3号)により、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金の交付決定に付した条件又は市長の指示に違反したとき。
 - (3) この告示に違反したとき。
 - (4) その他市長が不当と認めるとき。
- (南相馬市補助金交付要綱の準用)

第9条 南相馬市補助金交付要綱(平成18年南相馬市告示第1号)第7条、第8条、第12条、第14条及び第17条の規定は、この告示による補助金の交付について準用する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則
この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月27日告示第47号)
この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

対象	補助対象経費	補助金額 (1回(訪問)当たり)
市内事業所からのレンタカー借上げ	滞在期間に利用したレンタカー借上げ費用	上限13,200円
市内事業所からのタクシー利用	滞在期間に利用したタクシー料金	上限19,860円

様式第1号(第5条関係)

南相馬市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

㊞

移住検討者市内活動交通費支援補助金交付申請書兼請求書

南相馬市移住検討者市内活動交通費支援補助金交付要綱第5条の規定に基づき、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 申請内容

利 用 手 段	レンタカー ・ タクシー
活 動 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
活 動 日 数	() 日
同 行 者	() 名

2 同行者情報(同行者がいる場合は、記載すること)

同 行 者 氏 名	申請者との 関 係	住 所	備 考

3 交付申請額

金	円
---	---

- (1) レンタカー借上げ費用の補助上限額は、1回当たり 13,200 円とする。
- (2) タクシー運賃の補助上限額は、1回当たり 19,860 円とする。
- (3) レンタカー借上げ又はタクシー運賃のどちらか一方の申請とすること。

4 添付書類

- (1) 福島県外に住所があることが確認できる書類の写し
- (2) レンタカー借上げ又はタクシー利用に係る領収書の写し
- (3) 移住に関する市内活動等を証明する書類等の写し
- (4) 振込口座が確認できる通帳等の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

5 活動報告

(1) 南相馬を移住先として検討している理由

(2) 今回の主な潜在理由

(3) 市内での移住検討に係る活動

[illegible]

6 振込先口座(申請者名義の口座に限る。)

※振込先口座が確認できる通帳等の写しを添付してください。

(1) 金融機関(ゆうちょ銀行以外)

金融機関名	銀行 ・ 信用金庫 農協 ・ 信用組合						
本店・支店名							
預金種別	普通 ・ 当座						
口座番号 (左詰で記載)							
フリガナ							
口座名義人							

(2) ゆうちょ銀行

通帳記号番号 (5桁)						
受取口座番号 (7桁)						
フリガナ						
口座名義人						

様式第2号(第6条関係)

第 年 月 日 号

様

南相馬市長

移住検討者市内活動交通費支援補助金交付決定通知書

南相馬市移住検討者市内活動交通費支援補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を決定しましたので、通知します。

記

- 1 交付名称
南相馬市移住検討者市内活動交通費支援補助金
- 2 交付決定金額
() 円
- 3 交付の条件

(事務担当：)

様式第3号(第8条関係)

第 年 月 日

様

南相馬市長

移住検討者市内活動交通費支援補助金交付決定取消通知書

南相馬市移住者等市内活動支援事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付決定を取消すことに決定したので通知します。

記

1 交付名称
南相馬市移住検討者市内活動交通費支援補助金

2 取消の理由

3 指示事項

(事務担当：)